

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当日起とす)

◇衆議院議員
総選挙鳥取選
挙長告示

最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所等
最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒等に押すべき印
最高裁判所裁判官国民審査における候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行いう場所等

目 次

◇選管告示 衆議院議員総選挙における選舉長等の選任

衆議院議員総選挙における選舉長が事務を行う場所

衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式

衆議院議員総選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

衆議院議員総選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等

衆議院議員総選挙における選舉公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時等

衆議院議員総選挙における選舉会の場所等
衆議院議員総選挙において候補者一人につき選舉運動に關して支出できる金額

鳥取県の議会の議員及び知事の選舉権を有する者の総数の五十分の一の数等

最高裁判所裁判官国民審査における審査分會長等の選任を行う場所
最高裁判所裁判官国民審査における審査分會長が事務を行いう場所

最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式

選舉管理委員会告示

鳥取県選舉管理委員会告示第二十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定に基づき、平成五年七月十八日執行の衆議院議員総選挙における選舉長及びその職務代理者を選任したので、同令第八十一条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年七月四日

鳥取県選舉管理委員会委員長 長尾義男

一 選舉長 八頭郡若桜町大字来見野五六九 長尾義男
二 選舉長の職務代理人 鳥取市西品治八六一一 滝川伸輔

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

平成五年七月十八日執行の衆議院議員総選挙における選挙長は、鳥取市
東町一丁目二二〇 鳥取県庁においてその事務を行う。

平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

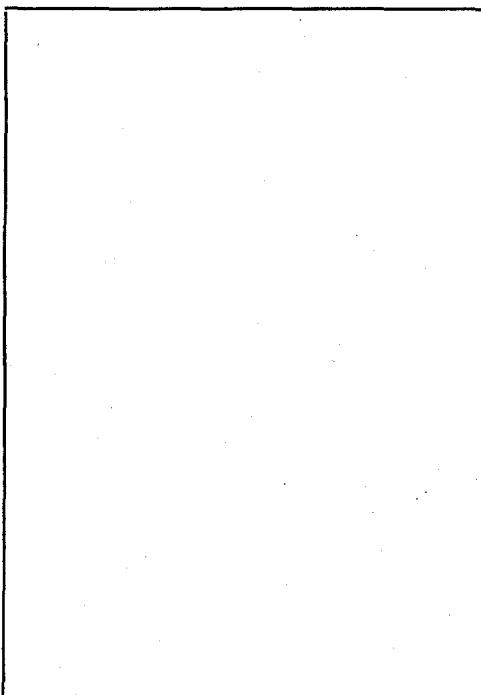
平成五年七月十八日執行の衆議院議員総選挙に用いる投票用紙の様式を
次のとおり定める。

平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

裏

表



候補者氏名	表 平成五年執行 衆議院議員総選挙投票 鳥取県選挙管理委員会印

○注意

- 1 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 2 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

平成五年七月十八日執行の衆議院議員総選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 日 時 平成五年七月五日 午後五時十分
二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

平成五年七月十八日執行の衆議院議員総選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

平成五年七月四日

一 日 時 平成五年七月四日 午後五時十分
二 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

平成五年七月十八日執行の衆議院議員総選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

平成五年七月四日

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁
二 日 時 平成五年七月二十日 午後一時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

鳥取県選挙運動管理規程（昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定に基づき、平成五年七月十八日執行の衆議院議員総選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所

を次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号

平成五年七月十八日執行の衆議院議員総選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第二百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に關して支出することができる金額は、二千四百三十六万九千七百円であるので、同法第二百九十六条の規定により告示する。

平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第三十七号

平成五年七月三日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項（同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に關する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

平成五年七月四日

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、三六九
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五六、一三九

鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三五、三二〇

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三三、六一三

倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、九三三

境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、五八五

岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、八五一

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、〇七三

東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、七五〇

西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇七一

日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、六〇八

日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、三三九

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）第十六条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、平成五年七月十八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者を選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十六条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により次のとおり告示する。

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一 審査分会長 八頭郡若桜町大字来見野五六九 長尾義男

二 審査分会長の職務代理者 鳥取市西品治八六一一一 滝川伸輔

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

平成五年七月十八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長は、鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁においてその事務を行う。

平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第十四条第三項の規定に基づき、平成五年七月十八日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙の様式を、次のとおり定める。

平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

表

×を書く欄	裁判官の名な										
										○ 注意	
										一 その名の上の欄に×を書くこと。	
										二 やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないこと。	

鳥取県
選挙管理
委員会印

最高裁判所裁判官
国民審査投票

裏

備考

- 1 用紙は淡紅色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。
 裁判官の名は、中央選挙管理会の告示に従い印刷する。

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第七条の規定により、平成五年七月十八日執行の最高裁判所裁判官国民審査において点字による審査の投票を行う場合における投票用紙の様式を次のとおり定める。

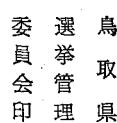
平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

表

最高裁判所裁判官
国民審査投票

点字投票



裏

- 備考
- 1 用紙は淡紅色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
 - 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込み式とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

平成五年七月十八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込み式とする。

平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

平成五年七月十八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりであるので、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成五年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

一 場 所 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 二 二 ○ 鳥 取 県 庁
二 日 時 平 成 五 年 七 月 二 十 日 午 後 二 時

衆議院議員総選挙鳥取県選挙区選挙長告示第一号

平成五年七月十八日執行の衆議院議員総選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成五年七月四日

衆議院議員総選挙鳥取県選挙区選挙長 長尾義男

一 場 所 鳥 取 市 東 町 一 丁 目 二 二 ○ 鳥 取 県 庁 選 挙 管 球 委 員 室
二 日 時 平 成 五 年 七 月 十 五 日 午 後 五 時 十 分